ケ ア ハ ウ ス 公 孫 樹 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護 重 要 事 項 説 明 書

1. 事業者

2) 事業所名 ケアハウス公孫樹

3) 事業所の種類 特定施設入居者生活介護事業

介護予防特定施設入居者生活介護事業

4) 事業所番号 0970105003

5) 事業の目的

この事業は、要支援・要介護状態の入居者に特定施設サービス計画及び介護 予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日 常生活上の支援・世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、入居者 の心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すと共に、利用者の 有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを 目的とします。

6)運営理念

地域の中で、ご本人のプライバシーを尊重し穏やかな毎日が過ごせるよう、 ご家族と共に心に寄り添った生活のお手伝いをさせて頂きます。

- 7) 所在地 宇都宮市徳次郎町2632-1
- 8)施設長 阿部裕一

2. 施設の概要

1) 敷地•建物

敷地	12, 567. 61㎡		
建物	構造 5階建て		
	延床面積	2, 801. 93m²	

- 2) 利用定員 50名
- 3) 居室数 50室(全室個室) 全室、介護居室として利用が可能です。

4) 主な設備

設備階		内容	
食堂	1階	1 室	
浴室 5階		大浴室2か所・個人浴室1か所	
談話室	2・3・4階	各階1室 計3室	
		*3・4階(機能訓練室兼用)	
洗濯室(洗濯機•乾燥機)	2・3・4階	各階1室 計3室	

5) 済生会高齢者ケアセンター内のその他の施設及び居宅サービス 介護老人福祉施設「特別養護老人ホームとちの木荘」 認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームとちの木荘」 居宅介護支援事業所「居宅介護支援事業所なでしこ」 短期入所生活介護事業所「特別養護老人ホームとちの木荘」 通所介護事業所・第1号通所事業所「デイサービスセンター六本杉」

3. 職員の配置状況

1) 職員体制

職種	現員		
施設長	常勤兼務 1名		
生活相談員	常勤兼務 2名		
計画作成担当者	常勤兼務 2名		
介護員	常勤専従 7名 常勤兼務 3名非常勤専従 1名 非常勤兼務 1名		
看護師	常勤兼務 3名		
機能訓練指導員	常勤兼務 3名		
調理員	外部委託業者(株シダックス)		

2) 勤務体制

職種	勤務時間帯		
施設長	日 勤 8時30分~17時30分		
生活相談員	日勤	日 勤 8時30分~17時30分	
計画作成担当者	日勤	8時30分~17時30分	
介護員	早番	7時00分~16時00分	
	日勤	8時30分~17時30分	

	遅 番	1 0時00分~19時00分
	夜 勤	16 時 45 分~翌朝 8 時 45 分
看護師	日勤	8時30分~17時30分
機能訓練指導員	日勤	8時30分~17時30分

4. サービス提供の内容

入居者の心身の状況等を踏まえた特定施設サービス計画書及び介護予防特定施設サービス計画書に基づき、サービスを提供します。

1)食事

*時間帯 朝食 7時30分~ 8時30分

昼食 12時00分~13時00分

夕食 18時00分~19時00分

*食事場所:食堂(原則として)

*心身の状況に合わせた支援を行います。

*欠食届は、2日前の15時までに提出してください。

⇒返金対象 :外泊・入院の場合です。

返金額は、朝食180円・昼食260円・夕食280円です。

⇒返金対象外:外出等の場合です。

2)入浴

- *大浴室又は個人浴室の使用ができます。
- *週2回、心身の状況に合わせ、入浴介助又は清拭を行います。

3) 排泄

- *心身の状況に合わせた支援を行います。
- *おむつ代は、自己負担です。
- 4) 居室内の清掃・環境整備、洗濯、整容等
 - *お一人で行なうことが不安な場合や困難な場合、必要な支援を行います。

5) 健康管理

- *心身の健康保持のための支援を行います。
- *夜間看護体制を整備し、緊急時の対応をいたします。
- *必要時には、かかりつけ医に情報提供書を提示し連携します。

6)機能訓練

*心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能を改善又は維持のために機能訓練を行います。

7) 相談及び援助

*心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者・家族の相談に適切に応じるとともに、入居者の社会生活に必要な支援を行います。

8) 家族等の連携等

*入居者の生活及び健康の状況並びにサービス提供状況を家族に定期的に報告する等連携を図っていきます。

5. 利用料金(詳細は、別表1-1 • 1-2参照)

- 1)「サービスの提供に要する費用」「生活費」「居住に要する費用」「冬期加算(11月~翌3月)」
- 2)介護保険法による介護報酬の告示上の額。

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された自己負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

3)介護保険加算費用

夜間看護体制加算	医療機関連携加算	サービス提供体制強化加算
口腔衛生管理体制加算	介護職員処遇改善加算	特定処遇改善加算
科学的介護推進体制加算	介護職員等ベースアップ等	
	支援加算	

4)特別なサービス(有料)

- 5) その他日常生活において通常必要となる費用
- 6) 支払いの方法
 - ①請求書の発行

毎月15日前後に発行し、ご本人にお渡しします。 ご家族の方が管理されている場合は、請求書を郵送します。

②支払方法

できるだけ、口座自動引落しでお願いします。

③領収書の発行

引落の確認が出来ましたら、領収書を発行します。

6. 契約の締結

事業所は、サービス提供の開始に際して、ご本人・ご家族に対して運営規定の概要、 従業者の勤務体制その他重要事項を記した文書で説明し、同意を得て、契約を締結しま す。

7. 契約の解除・終了

契約の解除しようとする時は、ご本人から30日以上の予告期間をもって、解除届を提出することとします。また、事業所は、利用契約書第17条により、30日以上の予告期間をおいて、契約の解除を通告することができることとします。要介護認定で、非該当(自立)と認定された場合、所定の期間をもって契約は終了します。また、ご本人が他の介護保険施設に入所した場合、死亡した場合は、契約終了となります。

8. 施設の利用に当たっての留意事項

来訪•面会	○面会時間 8時30分~21時00分				
	1階受付にて面会票に記入し、面会票箱に入れ、「公孫樹」ネームをつけてく				
	ださい。お帰りの際、「公孫樹」ネームは所定の場所にお戻しください。				
	○面会者の居室での宿泊について				
	原則として、一時的な疾病による看護又は介護が必要になった時、「宿				
	泊願」を提出し、承認を受けてください。				
外出・外泊	〇外出				
	• 外出時および外出から戻った時は、事務所に声をかけてください。				
	・正面玄関の施錠 20時~翌朝4時30分				
	・外の門(ケアハウス側)の施錠は、21時00分です。施錠後の公孫樹				
	への出入りは、夜勤者に声をかけてください。				
	○外泊				
	・外泊の場合は、「外泊届」を提出してください。				
	• 外泊を延長する場合は、連絡をお願いします。				
居室内の設	〇居室内の設備・器具は、本来の用法に従い、使用をお願いします。汚損・				
備・器具等の	破損または滅失その他現状を変更した場合は、自己の費用により現状を復				
利用	するか、相当の対価をお支払いいただきます。				
	〇居室内の電球交換は実費負担です。				
施設の設	〇施設の設備・器具等を汚損、破損または滅失その他現状を変更した場合は、				
備・器具等の	自己の費用により現状を復するか、相当の対価をお支払いいただきます。				
利用					
喫煙・飲酒	○喫煙				
	• 指定の場所(研修センター2階ベランダ、正面玄関横)でお願いします。				
	居室及び食堂、談話スペース、廊下等の共有スペースは全面禁煙です。				
	○ 飲酒				
	• 居室でお願いします。				

	• 食堂、談話スペース、廊下等の共有スペースは禁酒です。		
禁止行為等	① 喧嘩、口論、泥酔等他の入居者の迷惑となる行為。		
	② 他の入居者に迷惑となるような政治的活動および宗教活動。		
	③ 施設の許可を受けないで居室において小鳥等の飼育をすること。		
	④ 指定された場所以外で喫煙もしくは火気を用いること。		
	⑤ その他、規程等で禁止されていること。		
その他	入居時に配布する『生活のしおり』参照のこと。		

9. 緊急時等における対応方法

各居室には緊急通報装置が備え付けてあります。いつでも職員が対応いたします。容態の変化やその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医・協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じ、ご家族に速やかに連絡いたします。

*緊急連絡先は、別途提出していただく書類の緊急連絡先のとおりいたします。 ご家族間の連絡方法の周知についてよろしくお願いたします。

10. 協力医療機関

医療機関名称	所在地	
済生会宇都宮病院	宇都宮市竹林町911-1	
岩本歯科医院	宇都宮市鶴田町251-4	
大柿歯科医院	宇都宮市若草5-5-38	

11. 非常災害対策

災害・非常時に備えて、消火設備、非常放送等必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画をたて、入居者も参加した訓練を2回以上実施しています。

12. 守秘義務

事業所・従事者は、サービスを提供する上で知り得た入居者及び家族に関する情報を 正当な理由なく第三者に漏洩しません。このことは、サービスの提供を終了した後も継 続します。また、サービス担当者会議や関係機関等へ入居者及び家族の情報を用いるこ とがあります。このことは事前に文書で同意を得てから行います。

13. サービスに関する要望や苦情・相談の受付

ご利用になられる方の様々な要望ならびに苦情・相談をお伺いできるように、次の窓口を設けていますので、お気軽にお申し出ください。お伺いした内容の状況確認、適切な記録、職員間の協議、お申し出者との話し合いを通じ、迅速かつ丁寧に、適正な解決に努め

ますとともに、改善の報告をさせて頂きます。

なお、苦情のお申し出につきましては、今後のサービスの質と信頼性の向上のために、 個人情報に関するものを除き、内容を掲示にて公表いたします。

【 1 】 ケアハウス公孫樹「直接のお申し出」

下記担当者にお申し出ください。なお、不在の場合はお近くの職員にお申し出ください。お申し出は電話やファクス、でも受け付けております。

苦情受付担当者:施設長 阿部 裕一

苦情解決責任者

[電話] 028-666-3388

[FAX] 028-665-7761

【 2】 ケアハウス公孫樹 「ご意見箱」

直接お申し出になれない場合は、事務所前に設置している「ご意見箱」をご利用ください。ご意見の有無を毎日職員が確認しております。

【 3 】 栃木県済生会高齢者ケアセンター

ケアハウス公孫樹を含む同敷地内の事業所全体を統括する、「ケアセンター」としても 受け付けており、下記の職員が対応させていただきます。

苦情受付担当者:総務課長 鈴木 光江 苦情解決責任者:所 長 福田 貢

【 4 】 第三者委員

栃木県済生会では、済生会宇都宮病院、高齢者ケアセンターをはじめ、栃木県済生会が 運営する事業所の苦情解決のための第三者委員を委託していますので、相談したい場合に は、直接下記の委員にご連絡ください。

[第三者委員]

E	氏 名 🔭 住 所		連絡先	
小菅	拓郎氏	320-0953	宇都宮市東宿郷 3-1-9 あかねビル 9	電話 028 - 614 - 3688
			階小管•島薗法律事務所	
入野	好市氏	328-0012	栃木市平柳町 1-31-4	電話 090-2488-4265
添野	明美氏	321-4351	真岡市中 267-12	電話 090-4528-7533

【 5 】 行政機関窓口

介護保険全般の相談に対応しておりますので、行政機関にご相談したい場合にご利用ください。

宇都宮市保健福祉部高齢福祉課「介護保険なんでも相談窓口」

電話:028-632-8989

【 6 】 国民健康保険団体連合会

介護保険上の苦情処理機関ですので、第三者機関としてご利用ください。

介護福祉課 苦情相談窓口

電話:028-643-2220 14. 事業運営状況開示 事業計画・財務内容について、入居者の求めに応じて閲覧に供する対応をいたします。 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービス提供 開始に際し、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明し、交付しました。 令和 年 月 H 宇都宮市徳次郎町2632-1 ≪事業所≫ 住 所 事業所名 栃木県済生会高齢者ケアセンター (ケアハウス公孫樹) 所長 福田貢 ED 説明者 ΕD 私は、本書面に基づき事業所から重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意し ます。 ≪入居者≫ 氏 名

≪身元保証人≫

住 所

氏 名